

## ○ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例

平成28年3月25日  
条例第21号

## (目的)

第1条 この条例は、太平洋に面した漁港を有し多彩な魚介類の水揚げや日本を代表するタコの加工産地であるひたちなか市において、地域の水産振興と水産物の消費拡大を推進することで、観光の振興や地域経済の活性化を図り、もって魚食の普及を通じた日本の伝統的食文化への理解の促進、市民の健康づくりや食育の推進に寄与することを目的とする。

## (市の役割)

第2条 市は、市内で水揚げされる魚介類や加工タコその他の水産加工品を活用した魚食の普及推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第3条 漁業、水産加工業、飲食業、ホテル・旅館業、小売業等を営む者(以下「事業者」という。)は、魚食の普及推進に主体的に取り組むとともに、相互に連携し協力するよう努めるものとする。

## (市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う魚食の普及推進に関する取組に協力するよう努めるとともに、魚食により得られる効果によって、生活習慣病の予防や健康の維持・増進を図るよう心掛けるものとする。

## (嗜好等への配慮)

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の実施に当たり、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮するものとする。

## (魚食の普及推進の日)

第6条 市は、魚食の普及推進への関心と理解を深めるため、毎年8月8日を「タコの日」、毎年10月10日を「とと(魚)の日」、毎月10日を「魚食普及推進日」として定める。

## 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。